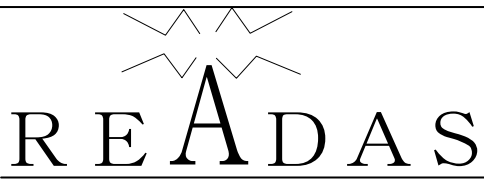


第 5041 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業年度を変更した場合の注意点

Q：このたび、会社の事業年度を変更しました。税務上、注意する点はありますか？

A：次のようなことに注意してください。

【解説】

法人が、定款に定める会計期間を変更した場合は、その変更前と後の会計期間を遅滞なく、所轄税務署長に届け出なければなりません。

また、このような場合において、1年未満の事業年度となったときは、次の取扱いに注意してください。

- ① 中小企業者の軽減税率適用所得金額800万円の按分計算
- ② 貸倒引当金の貸倒実績率の計算
- ③ 交際費課税制度の800万円の定額控除の按分計算
- ④ 減価償却費の償却率等の計算
- ⑤ 特定同族会社の留保金課税の所得区分等の按分計算
- ⑥ 雇用促進税制の比較給与等支給額の計算
- ⑦ 所得拡大促進税制の基準雇用者給与等支給額、比較雇用者給与等支給額等の計算
- ⑧ 国内設備投資促進税制の比較取得資産総額の計算
- ⑨ 研究開発税制の比較試験研究費、基準試験研究日等の計算
- ⑩ 公益法人等の寄附金の損金不算入200万円の按分計算

